

ポイント

(漁業信用保険料率算定委員会の結果について)

1. 保険料率の検証

令和5年度の保険料率については、据え置き。

2. 次期中期目標期間以降の点検等に関する考え方

(1) 令和5年度は保険料率を据え置くこととするものの、次期中期目標期間以降の検証にあたっては、

- ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、
- ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること

を前提にしつつ、

- ③ 保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定していく必要。

(2) 上記の考え方に基づき、次期中期目標期間において、

- ① 近代化資金については、理論値保険料率が設定保険料率を下回っていること等を考慮し、理論値保険料率の推移を見守りつつ、設定保険料率の見直しについて検討。

- ② 事業資金及び経営維持資金については、現時点では、理論値保険料率が設定保険料率を大きく上回っていることから、制度運営の安定性を考慮した上で、どの程度設定保険料率を理論値に近づけることが適当なのかに
ついて検討。

漁業信用保険料率に係る令和4年度の点検等について

1 趣旨

第4期中期目標において、漁業信用保険料率については、毎年度、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うこととされている。

このため、本年度も漁業信用保険料率算定委員会において、保険料率水準の点検を実施する。

【参考】第4期中期目標（抜粋）

第3-3-(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定

ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

2 保険料率の設定の考え方

(1) 保険料率設定の基本的な考え方（理論値）

保険においては、収支相等の原則に基づき、保険集団ごとに、保険料収入や回収金収入で保険金を支出することが基本であり、理論値保険料率は以下の式により算出している。

理論値保険料率 = (事故率 × (1 - 回収率)) / 残高率

※1 事故率：保険引受年度以降の経過年度ごとの直近10か年の代位弁済額及び弁済額の各累計額による平均事故率

※2 回収率：保険金支払年度以降の経過年度ごとの回収率の10か年累計回収率

※3 残高率：直近10か年の引受けに係る実残高率の平均値

(2) 現行保険料率設定の考え方

① 漁業信用保険業務においては、国において、漁業者の経営状況をかんがみ、漁業者の負担が過度に大きくなるないように、政策的に保険料率を軽減するよう制度設計を行っている。

具体的には、収支均衡に向けた保険料率に基づき算出される保険料収入に対し、漁業者の負担軽減の観点から設定された保険料率に基づく保険料収入が下回る差額分について国から漁業信用保険事業交付金が交付されることによって、信用基金の収支が償われることとなっている。

② このことから、保険料収入、回収金収入及び保険金支出の3つの要素のほかに、交付金による収入も含めて、中長期的に業務収支が均衡することを基本的な考えとしており、設定される保険料率は理論値より一定程度低い水準のものとなっている。

3 保険料率の点検

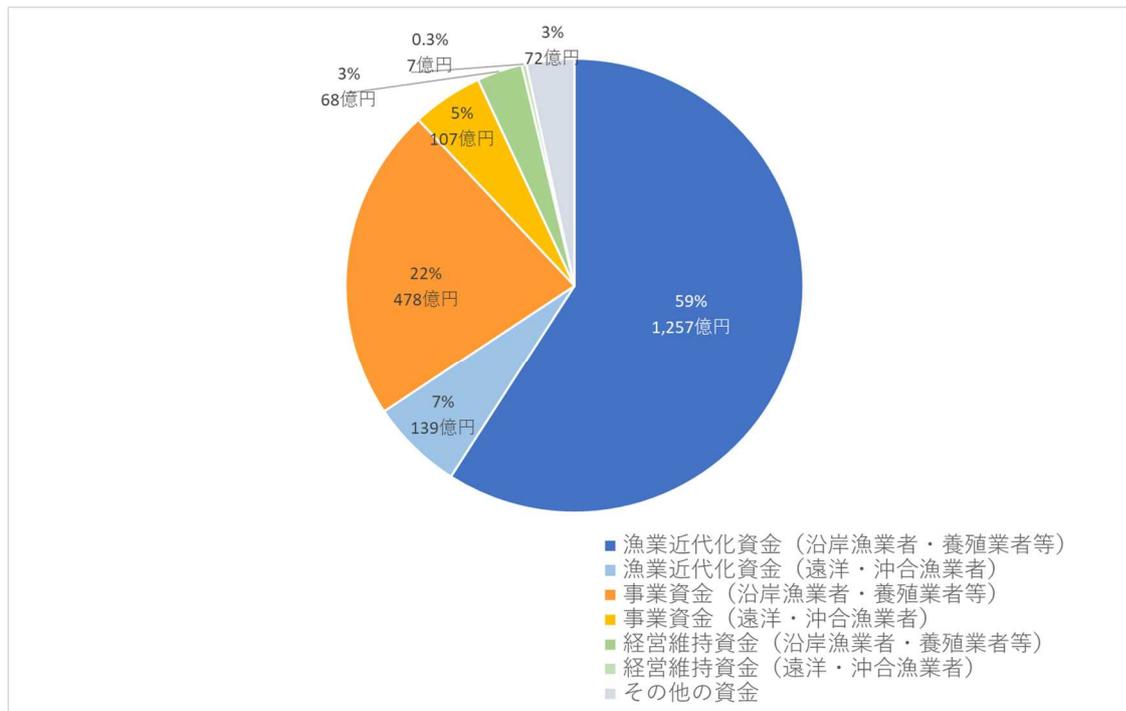
(1) 理論値保険料率と設定保険料率の比較の観点

① 保険引受残高の構成

各資金等種類の令和3年度末現在の保険価額残高に占める割合（金額ベース）を見ると、①沿岸漁業者や養殖業者向けの近代化資金が59%で最多で、以下、②沿岸漁業者や養殖業者向けの事業資金が22%、③遠洋・沖合漁業者向けの近代化資金7%、④遠洋・沖合漁業者向けの事業資金5%、⑤沿岸漁業者や養殖業者向けの経営維持資金*が3%、となっており、これら5つの資金種類で全体の約97%を占めている（図1）。これらの主要な資金について令和4年度理論値保険料率を算出し、設定保険料率と比較することとする。

*：一般緊急融資資金、借替緊急融資資金、経営安定資金及び事業資金のうち旧債整理資金

図1 保険引受残高の構成比率（令和3年度末時点）



なお、残り3%の「その他の資金」であるが、この内訳は表1のとおりである。

表1 「その他の資金」の内訳（単位：百万円）

金融公庫資金	31	0.4%
公害防止資金及び災害資金	0	0%
生活資金	5,608	78.0%
漁協等保証債務	98	1.4%
漁業経営改善促進資金	1,451	20.2%
計	7,189	100.0%

② 理論値保険料率と設定保険料率の比較

理論値保険料率と設定保険料率との比較は、表2のとおり。

表2 理論値保険料率と設定保険料率との比較（単位：％）

資金種類	中小漁業者等区分	設定 保険料率 (A)	理論値 保険料率 (B)	設定保険料率 と理論値保険 料率の差
			4年度	(B-A)
漁業近代化資金	20トン以上の者	0.30	—	—
	その他の者	0.22	0.14	▲0.08
事業資金	20トン以上の者	1.05	1.53	0.48
	その他の者	0.77	1.45	0.68
経営維持資金	20トン以上の者	1.20	—	—
	その他の者	1.20	2.28	1.08

(注)「経営維持資金」は、従来の一般緊急融資資金、借替緊急融資資金、経営安定資金及び事業資金のうち旧債整理資金を今年度より再編した資金であり、設定保険料率の適用は令和5年4月からとなっている。

4 令和4年度の保険料率水準の点検結果

(1) 令和4年度理論値保険料率は、その他の者（沿岸漁業者・養殖業者向け）の近代化資金で設定保険料率を下回り、事業資金及び経営維持資金で設定保険料率を上回る結果となった。

なお、

① 20トン以上（遠洋・沖合漁業者向け）の近代化資金については、理論値保険料率算定期間内の保険事故がなかったこと、

② 20トン以上の経営維持資金については、再編前の資金のうち理論値保険料率算定期間内の保険引受がない資金があり「残高率」が算出できなかったこと

から、4年度の理論値保険料率は算出されなかった。

(2) このうち、

① 近代化資金については、

20トン未満、20トン以上ともに理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている、

- ② 事業資金及び経営維持資金（借換緊急融資資金）については、理論値保険料率が継続的に設定保険料率を上回っている。

○近代化資金の直近10カ年における理論値保険料率の推移（単位：％）

	現行 保険料率	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
20ト以上	0.30	0.20	0.26	0.32	0.31	0.26	0.05	0.04	0.05	0.02	-
その他	0.22	0.48	0.48	0.49	0.48	0.47	0.43	0.35	0.31	0.26	0.14

○事業資金の直近10カ年における理論値保険料率の推移（単位：％）

	現行 保険料率	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
20ト以上	1.05	3.29	2.78	3.08	3.06	2.87	2.29	1.69	2.07	1.49	1.53
その他	0.77	2.39	2.19	2.18	2.39	2.27	2.87	2.47	2.82	1.99	1.45

○借替緊急融資資金の平成25年度から令和3年度までの理論値保険料率の推移（単位：％）

	現行 保険料率	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
20ト以上	1.20	1.82	1.73	3.06	3.09	2.85	1.96	2.02	2.20	2.21
その他	1.20	3.70	3.26	3.39	2.97	2.77	2.57	2.12	2.02	2.05

(3) このように理論値保険料率からは、保険料率の引上げや引下げについて検討対象となり得るとも考えられるが、しかしながら、

- ① 資金全体として、漁業信用保険業務の収支は、近年安定していることから、収支を均衡させるために直ちに保険料率を引き上げなければならない状況にはないと考えられる。

○直近10カ年における漁業信用保険業務の保険収支（単位：百万円）

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
保険料	1,041	1,014	956	905	834	767	705	678	692	660
回収金	715	942	979	654	684	772	683	600	656	562
交付金	425	345	345	345	345	345	345	345	172	172
収入計	2,181	2,301	2,280	1,903	1,862	1,883	1,732	1,622	1,520	1,394
保険金	1,850	1,639	1,810	1,926	2,854	1,363	1,147	1,336	692	679
支出計	1,850	1,639	1,810	1,926	2,854	1,363	1,147	1,336	692	679
保険収支	331	662	470	△23	△992	520	584	286	828	716

- ② 他方、令和3年度においても2年度に引き続き、公庫セーフティネット資金を始めとするコロナ対策資金の融通や既往引受の条件変更等により資金繰りが改善された

ことにより、保険事故が過去最少レベルとなっている（参考資料参照）ものの、経営を巡る状況が特に好転している訳ではなく、これら資金の据置期間が終了した後は、資金繰りの悪化も懸念され、もうしばらく今後の推移を見守ることが適当と考えられ、直ちに保険料率が引き下げられる状況にもない。

- ③ また、昨年度に経営維持資金の資金区分を見直したことにより、従来の事業資金のうち旧債整理資金については、令和5年4月より適用される設定保険料率が従来の料率（20トン以上：1.05%、その他：0.77%）から引き上げられる（1.2%）こととなり、新たな料率の適用前にさらに料率を見直すことは協会に混乱を与えることから、制度運営の安定性を図る必要がある。

以上を総合的に勘案すると、今年度においては、全資金において設定保険料率は据え置くことが適当と考えられる。

5 次期中期目標期間以降の保険料率の点検等に関する考え方

- (1) 以上の検証結果から、今年度は設定保険料率の見直しは行わないこととするものの、
- ① 近代化資金については、全体の保証保険残高に占める近代化資金の割合は66%と最も高く、理論値保険料率が設定保険料率を下回っていることを考慮し、次期中期目標期間においては、理論値保険料率の推移を見守りつつ、設定保険料率の見直しについて検討を行うこととしたい。
- ② また、事業資金及び経営維持資金については、現時点では、理論値保険料率が設定保険料率を大きく上回っていることから、制度運営の安定性を考慮した上で、次期中期目標期間中に、どの程度設定保険料率を理論値に近づけることが適当なのか、また協会として許容できるのかについて検討を行うこととする。
- (2) なお、20トン以上の近代化資金及び経営維持資金については、それぞれ理由は異なるものの、理論値保険料率が算出されなかったことを踏まえ、来年度以降、これら資金の理論値保険料率のあり方について資金毎に検討することが必要であると考えられる。
- (3) 保険料率の設定の基本的な考え方は、2（1）及び（2）のとおりであるが、保険料率の見直しにあたっては、国の制度設計を踏まえ、
- ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、

- ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること

を前提にしつつ、

- ③ 保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定していく必要があるものと考えられる。

○ 令和3年度における保険引受け及び保険金支払い等の状況

表1 令和2年度及び3年度引受のうちコロナ引受（単位：百万円）

区分	30年度	元年度	2年度		3年度		増減額 (B-A)
			(A)	うち コロナ引受	(B)	うち コロナ引受	
漁業近代化資金	33,669	32,236	36,606	8,852	38,821	3,988	2,215
漁業経営改善促進資金	1,589	1,609	1,451	-	1,451	0	0
借替緊急融資資金	194	260	775	645	604	322	▲ 172
生活資金	681	401	446	-	445	0	▲ 1
事業資金	40,664	39,618	53,815	27,336	27,823	2,229	▲ 25,992
漁協等保証債務	0	1	0	-	0	0	0
合計	76,797	74,124	93,093	36,833	69,144	6,539	▲ 23,950

表2 事業資金の運転資金に係る保険期間別保険引受状況（単位：百万円）

保険期間	30年度引受		R1年度引受		R2年度引受				R3年度引受		うちコロナ対応資金		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	うちコロナ対応資金		金額	構成比	うちコロナ対応資金		対前年度比
							金額	構成比			金額	構成比	
1年以下	31,577	94.1%	31,901	92.0%	34,270	69.6%	16,757	61.3%	21,252	85.7%	782	35.3%	4.7%
1年超3年以下	1,518	4.5%	1,968	5.7%	2,531	5.1%	1,768	6.5%	1,209	4.9%	427	19.3%	24.1%
3年超	457	1.4%	790	2.3%	12,449	25.3%	8,810	32.2%	2,338	9.4%	1,005	45.4%	11.4%
計	33,552	100.0%	34,659	100.0%	49,250	100.0%	27,336	100.0%	24,799	100.0%	2,213	100.0%	8.1%

表3 既往引受に係る条件変更の状況（単位：件）

	30年度	元年度	2年度	3年度
変更通知書処理件数	1,537	1,630	2,180	1,780

注：変更通知書は、貸付条件の変更があった場合に、基金協会がその内容を信用基金に通知するもの。
変更日の属する月の翌月20日までに通知する。

表4 公庫のセーフティネット資金貸付状況（単位：百万円）

	30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
漁業計	1,012	4,689	463.3%	83,817	1787.5%	11,789	14.1%
うち社会的経済的環境変化	946	4,599	486.2%	82,686	1797.9%	11,687	14.1%

図1 JFマリンバンクのコロナ関連融資



(出典) 農林中央金庫決算概要説明資料

図2 保険金支払の推移 (単位: 百万円)

